



平成 19 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 キ ュ ー サ イ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 野 孝
コ ー ド 番 号 2 5 9 6 東 証 第 二 部 ・ 福 証
問 い 合 せ 先
専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 原 田 晋 吾
T E L 0 9 2 - 7 2 4 - 0 1 7 9

定款の一部変更等に関する
当社臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会における承認可決
についてのお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 25 日付「定款一部変更等並びに臨時株主総会及び当社普通株主にかかる種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び平成 19 年 1 月 31 日付「定款の一部変更等に関するお知らせ」(以下「平成 19 年 1 月 31 日付当社プレスリリース」といいます。)において公表いたしましたとおり、当社定款の一部変更並びに当社による当社全普通株式の取得及び当該取得と引換えによる当社種類株式の交付(以下総称して「本定款一部変更等」といいます。)に関して、本定款一部変更等の承認を頂くため、当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と併せて「本総会」といいます。)を招集いたしました。本日、本総会が開催され、下記のとおり、本定款一部変更等が承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 本定款一部変更等の内容

当社は、平成 19 年 1 月 31 日付当社プレスリリースにおいてご公表いたしましたとおり、本定款一部変更等として、定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めをすること、定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めをすること、並びに 会社法第 171 条並びに 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項が付された当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の株主から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに当社種類株式を交付することについて必要な承認をいただくため、本日、本総会を開催いたしました。

2. 当社定款の一部変更

(1) 当社定款の一部変更に関し本総会において承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の 及び の実施のため、当社は、当社定款について所要の変更を行うこ



とを決定し、本定款一部変更等の に対応する定款変更を本臨時株主総会における第 1 号議案として、本定款一部変更等の に対応する定款変更を本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として、それぞれ付議いたしましたところ、それぞれ承認可決されました。なお、これらの議案にかかる各定款一部変更の内容は、それぞれ、平成 19 年 1 月 31 日付当社プレスリリースの別紙定款変更案 A 及び B のとおりです(以下それぞれ「定款変更案 A」及び「定款変更案 B」といい、定款変更案 A 及び定款変更案 B による各定款一部変更をそれぞれ「定款変更 A」及び「定款変更 B」といいます。)

(2) 定款変更の効力の発生

定款変更 B の効力発生は、定款変更案 B が本臨時株主総会及び本種類株主総会においてご承認いただけることのほか、定款変更案 A の本臨時株主総会におけるご承認が得られることを条件としておりましたが、本日において、その条件は満たされておりますので、以下のとおり定款変更の効力が発生しました。

定款変更 A 及び定款変更 B の効力発生日 平成 19 年 2 月 22 日(木)

3. 全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等の)

(1) 本定款一部変更等の に関し本臨時株主総会において承認可決された事項の内容

当社は、平成 19 年 1 月 31 日付当社プレスリリースにおいてご公表いたしましたとおり、本定款一部変更等の に関しては、全部取得条項付普通株式の株主から全部取得条項付普通株式を取得すると引換えに、全部取得条項付普通株式を取得する日(平成 19 年 3 月 29 日。以下「取得日」といいます。)の前日の最終の当社の株主名簿(実質株主名簿を含みません。以下同じ。)に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主(当社を除きます。)に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、新たに発行する A 種種類株式を 0.000001(百万分の 1)株の割合をもって交付するものと決定いたしました(かかる割当の比率は、グリーン・パートナーズ B 株式会社(以下「グリーン・パートナーズ B」といいます。)以外の株主に対して当社が交付する A 種種類株式が 1 株未満の端数となるように設定しております。)

かかる本定款一部変更等の の実施のため、本定款一部変更等の を実施すること及びその他の必要事項を当社取締役会に一任いただくことを第 3 号議案として本臨時株主総会に付議いたしましたところ、承認可決されました。

(2) 本定款一部変更等の の効力の発生

本定款一部変更等の の取得の効力の発生は、取得日の到来のほか、定款変更案 A 及び B が本臨時株主総会においてご承認いただけること並びに定款変更案 B が本種類株主総会においてご承認いただけることを条件としておりましたが、本日において、取得日の到来以外の条件は満たされておりますので、以下のとおり、取得日に本定款一部変更等の の効力が発生する予定です。

本定款一部変更等の の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日(木)(取得日)



(3) 本定款一部変更等の の実施に関する手続

本定款一部変更等の が効力を生じ実施される場合には、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式の株主から全部取得条項付普通株式を取得いたします。つきましては、当社の普通株式を表章する株券(本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。)は、取得日の到来をもって無効となりますので、別途通知及び公告をいたしますとおり、当社普通株式にかかる株券を所有の方はその株券を株券提出期間内にご提出下さいませようお願いいたします(詳細は本日発送予定の「全部取得条項付普通株式の取得に伴う株券提出に関するご通知」又は平成19年2月23日付公告予定の「全部取得条項付普通株式取得につき株券提出公告」をご覧ください。)

また、本定款一部変更等の の効力発生により、株主に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その1株未満の端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をグリーン・パートナーズBに対して売却すること、又は当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、株主が保有する全部取得条項付普通株式に1,920円(グリーン・パートナーズBが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 本定款一部変更等 にかかる今後の日程(予定)

本定款一部変更等 にかかる今後の日程(予定)は以下のとおりです。

株券提出手続の開始日(株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知)	2月23日(金)
整理ポストへの割当て	2月23日(金)
当社全部取得条項付普通株式にかかる株券の売買最終日	3月22日(木)
当社全部取得条項付普通株式にかかる株券の上場廃止	3月23日(金)
本定款一部変更等の によりA種種類株式を交付する株主の基準日	3月28日(水)
株券提出の期限	3月29日(木)
当社による全部取得条項付普通株式取得及びA種種類株式交付の効力発生	3月29日(木)

なお、当社普通株式の株主に対して当社が交付するA種種類株式については、東京証券取引所及び福岡証券取引所のいずれにおいても上場申請は行いません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、平成19年2月23日から3月22日までの間整理ポストに割り当てられた後、3月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所又は福岡証券取引所において取引することはできません。

以 上